



発行 新潟県

第90号

平成30年11月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 1157 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1158 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1159 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 1160 漁業災害補償法による加入区の変更設定(水産課)
- 1161 漁業災害補償法による加入区の変更設定(水産課)
- 1162 土地収用法による事業の認定(用地・土地利用課)
- 1163 道路の区域変更(道路管理課)
- 1164 道路の供用開始(道路管理課)
- 1165 道路の区域変更(道路管理課)
- 1166 道路の区域変更(道路管理課)
- 1167 道路の供用開始(道路管理課)
- 1168 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1169 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)
- 1170 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 1171 都市計画事業の事業計画認可(下水道課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

告 示

◎新潟県告示第1157号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を次のとおり更新した。

平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
長岡療育園	長岡市深沢町字高寺2278 番地8	中枢神経に関する医療	平成30年11月1日
新潟県立リウマチセンター	新発田市本町1丁目2番 8号	整形外科に関する医療	平成30年11月1日

新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	耳鼻咽喉科に関する医療	平成30年11月1日
新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	腎臓に関する医療	平成30年11月1日
新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	心臓脈管外科に関する医療	平成30年11月1日
新潟県立新発田病院	新発田市本町1丁目2番8号	脳神経外科に関する医療	平成30年11月1日
永野歯科・矯正歯科医院	糸魚川市本町10-1	歯科矯正に関する医療	平成30年11月1日
クオーツ調剤薬局	長岡市大島本町5丁目113-2	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
ひかり調剤薬局	長岡市栄町2丁目7-16	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
荻野薬局	長岡市荻野1丁目7番9号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
三和薬局	長岡市三和3丁目8番28号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
新町薬局	長岡市新町1丁目2番31号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
新保薬局	長岡市川崎町字山崎779番3	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
堤町薬局	長岡市堤町1番2号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
美園薬局	長岡市新保1丁目17-11	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
緑町薬局	長岡市緑町1丁目129番地2	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
大手薬局 枳尾店	長岡市仲子町8-27	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
クスリのアオキ 大島薬局	長岡市大島本町3丁目1番地57	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
塚野目薬局	三条市鶴田2丁目1番7号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
林町薬局	三条市林町1丁目19番25号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
東長浜薬局	柏崎市東長浜3番14号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
アゲイン薬局 緑町店	新発田市緑町3-3-3	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
下越薬剤師会支援センター薬局	新発田市本町1丁目14番8号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
佐久間薬局	新発田市西園町1-1-3	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
よつば薬局 新発田店	新発田市新富町2丁目6-18	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
トリム薬局 新発田西店	新発田市佐々木175	育成医療・更生医療	平成30年11月1日

小千谷調剤薬局	小千谷市本町1丁目13番34号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
城内薬局	新発田市城内2丁目6番5号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
柳橋薬局	見附市柳橋町字割前274-6	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
かんまち調剤薬局	村上市岩船町1-15	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
北新調剤薬局 吉田店	燕市吉田3749	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
有限会社 八木薬局	五泉市村松乙643番地	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
鈴木調剤薬局	五泉市太田2-952	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
あおぞら薬局	上越市大字下荒浜字冥加場848番4	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
クスリのアオキ 藤野新田薬局	上越市藤野新田1168番	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
アンサー薬局 水原若葉町店	阿賀野市若葉町1401番地4	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
岡山調剤薬局	阿賀野市岡山町4-4	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
六日町薬局	南魚沼市六日町140番地	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
中条調剤薬局	胎内市新栄町2-26	育成医療・更生医療	平成30年11月1日
吉田訪問看護ステーション	燕市吉田大保町25番15号	育成医療・更生医療	平成30年11月1日

◎新潟県告示第1158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年11月16日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
エム・ケイ薬局 こいで店	魚沼市四日町25-1	育成医療・更生医療	平成30年9月30日
大手薬局 塩沢店	南魚沼市中字太田793-1	育成医療・更生医療	平成30年9月30日

◎新潟県告示第1159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年11月16日

新潟県知事 花角 英世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
共同生活援助	グリーンホームふたば	見附市双葉町7番17号	特定非営利活動法人	平成30年

			みんなの実家グリーンホームふたば	11月1日
就労定着支援	ワークセンターなごみ	十日町市八箇甲354番地7	社会福祉法人十日町福祉会	平成30年11月1日

◎新潟県告示第1160号

平成27年2月27日新潟県告示第215号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。
 なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成31年1月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成30年12月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成30年11月16日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
姫津・ 金泉加 入区	姫津漁業協同 組合の地区及 び佐渡漁業協 同組合の地区 のうち佐渡市 北狄、戸地、 戸中の区域	1・2 (略) 3 10トン以上の漁船 により主として刺し網 を使用して営む漁業 及び10トン未満の漁 船により主として底び き網を使用して営む漁 業 4～6 (略)	姫津・ 金泉加 入区	姫津漁業協同 組合の地区及 び佐渡漁業協 同組合の地区 のうち佐渡市 北狄、戸地、 戸中の区域	1・2 (略) 3 10トン以上の漁船 により刺し網を使用し て営む漁業及び10ト ン未満の漁船により主 として底びき網を使用 して営む漁業 4～6 (略)

◎新潟県告示第1161号

平成16年5月18日新潟県告示第1272号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。
 なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成31年1月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成30年12月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成30年11月16日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
真野湾 ・相川 加入区	佐渡漁業協同 組合の地区の うち旧真野漁 業協同組合、 旧佐和田漁業 協同組合、旧 二見漁業協同 組合及び旧稲 鯨漁業協同組 合の区域	1 (略) 2 10トン以上の漁船 により営む漁業 3～5 (略)	真野湾 ・相川 加入区	佐渡漁業協同 組合の地区の うち旧真野漁 業協同組合、 旧佐和田漁業 協同組合、旧 二見漁業協同 組合及び旧稲 鯨漁業協同組 合の区域	1 (略) 2 10トン以上の漁船 により営む <u>いか釣り</u> 漁 業 3～5 (略)

◎新潟県告示第1162号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

五泉市

2 事業の種類

（仮称）五泉市複合施設建設事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

五泉市赤海字下島地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）五泉市複合施設建設事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、（仮称）五泉市複合施設建設事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第5号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について本年度の予算措置を講じていること、また、来年度以降についても予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

五泉市では、地方創生の取組として、かねてより市民から強く要望されていた、生涯学習及び芸術文化活動の拠点施設並びに地場産業の情報発信及び特産品販売の拠点施設の整備を早急に実施するため、平成28年度に「五泉市複合施設整備計画」を策定し、本件事業を計画した。

本件事業では、多様化する市民の学習ニーズに対応するとともに優れた芸術文化を鑑賞するための多目的ホール・多目的室や、市の産業の魅力を発信する展示販売ブース、特産物の産地直売ブースのほか、子育て環境の充実を図るため、乳幼児が安全に遊べる広場を整備するものである。また、駐車場については、近隣で開催される花木まつり等の臨時駐車場や、主要道路を利用するドライバーの休憩施設としても活用することで、情報発信拠点施設への誘客を図ることとしている。さらに、起業地に隣接する公園付近に計画している防災用の備蓄庫やヘリポートと連携し、住民の避難場所としても利用する計画である。

本件事業の実施により、充実した生涯学習・文化施設と安心して地域で子育てできる環境を整えることで、定着人口の増加に寄与するとともに、市外からの来訪者に対し市の産業や特産物の魅力を発信することで、市全体への誘客を図り、五泉ブランドの販路拡大による地域経済の活性化や農業振興が期待できる。また、災害時には、住民の避難場所として利用することで市の防災強化にもつながることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、周辺の建物及び農地への日照阻害や騒音などが懸念されるが、整備する建物を起業地の中央よりに配置するとともに、住家に隣接する駐車場周辺には緩衝帯となる緑地帯を整備し、定期的な駐車場のパトロールにより周辺環境への影響を最小限にするよう努めるとしていることから、周辺環境への影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の遺跡等は存在せず、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区にも指定されていないことから、いずれも支障がない旨、市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、候補地を3箇所選定し、社会的条件及び経済的条件を基に比較検討した結果、交通量が多い市外からの玄関口に位置し、必要な敷地面積を確保できることや、隣接する観光資源と駐車場の相互利用ができることなどから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

また、関連事業は、本体事業の施行により機能が阻害される農業用排水路について、従来の機能を維持するために必要最小限の範囲として管理者と協議したものであり、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

市の総合計画等の策定における外部有識者による市民まちづくり会議等での検討過程において、市民から情報発信拠点の必要性や産業の衰退の早期解決について意見があり、市としては早期に実施する必要があるとしていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

五泉市役所都市整備課

◎新潟県告示第1163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年11月16日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村松田上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市刈羽字中丸246番1から	新	9.6～21.6メートル	150.3メートル
同市刈羽字十二丙1308番2まで	旧	7.1～9.9メートル	150.3メートル

◎新潟県告示第1164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年11月16日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 村松田上線

- 2 供用開始の区間
五泉市刈羽字中丸246番1から同市刈羽字十二丙1308番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年11月16日

◎新潟県告示第1165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 越後湯沢停車場岩原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼郡湯沢町大字神立字原新田1335番1から 同郡同町大字神立字大野原1647番39まで	新	9.6～21.4メートル	709.0メートル
	旧	8.4～16.8メートル	711.0メートル

◎新潟県告示第1166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
糸魚川市大字大野字松ノ木1207番1から 同市大字大野字横戸369番1まで	新	11.4～21.6メートル	374.0メートル
	旧	10.0～21.0メートル	374.0メートル

◎新潟県告示第1167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 148号
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字大野字松ノ木1207番1から同市大字大野字横戸369番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年11月16日

◎新潟県告示第1168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成22年4月16日新潟県告示第677号）の指定を解除する。

平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
札山川地区	阿賀野市今板	次の図のとおり	土石流
葦沢川地区	阿賀野市今板	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
札山川地区	阿賀野市今板	次の図のとおり	土石流
葦沢川地区	阿賀野市今板	次の図のとおり	土石流
頭無川地区	阿賀野市今板	次の図のとおり	土石流
牛平沢地区	阿賀野市今板	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1170号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

1 都市計画の種類及び名称

種類 佐渡都市計画臨港地区（佐渡市決定）

名称 二見港臨港地区

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第1171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成30年11月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
妙高市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 妙高都市計画下水道事業
 - (2) 名称 妙高市特定環境保全公共下水道（妙高高原処理区）
- 3 事業施行期間
平成30年11月16日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
妙高市大字赤倉字廣並びに大字関川字蟹沢地内
 - (2) 使用の部分
妙高市大字関川字蟹沢、妙高市大字関川字蟹沢から字山柘谷内までの区間内

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、泌尿器科外来用ビデオシステム一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年11月16日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
泌尿器科外来用ビデオシステム 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成31年8月30日（金）
ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。
 - (4) 納入場所
新潟県立加茂病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。
 - (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-1397
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年11月26日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年11月30日(金)午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、移動棚の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年11月16日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

移動棚 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成30年11月26日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年11月30日(金)午前11時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき

- は、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、病室備品の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年11月16日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

東6病棟病室家具 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年1月25日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「家具類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年11月26日(月)午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年11月29日(木)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。